

委託契約書(案)

委託者長野県(以下「甲」という。)と受託者(以下「乙」という。)は、次の条項により、「都市農村交流促進しおり」作成委託業務に関する委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委託業務)

第2条 委託業務の名称及び内容は、次のとおりとする。

(1) 業務の名称 「都市農村交流促進しおり」作成委託業務

(2) 業務の内容 「都市農村交流促進しおり」仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり。

(履行期間)

第3条 委託業務の履行期間は、平成27年 月 日から平成27年3月30日までとする。

(委託料)

第4条 委託料は、 円とする。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は 円)

(契約保証金)

第5条 乙は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に甲に支払うものとする。

2 甲は、第7条の規定により委託業務完了報告書の引渡しを受けたときには、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

<契約保証金の納付を免除する場合>

第5条 乙は、契約保証金 円とし、その納付は免除する。

2 乙は、この契約を履行しなかったときは、契約保証金に相当する金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(委託業務の処理方法等)

第6条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を実施しなければならない。

2 乙は、前項の要領に定めのない事項については、甲の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

3 乙は、委託業務を開始したとき又は業務実施代理人を定めたときは、それぞれその旨を甲に届出なければならない。

4 乙は、甲から請求があったときは、委託業務の進捗状況について甲に報告しなければならない。

(業務完了報告及び検査)

第7条 乙は、委託業務完了後直ちに委託業務完了報告書(成果品)を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書の提出があったときは、10日以内に乙の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引き渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の規定による検査の結果不合格となったときは、甲の指定する日までに補正して提出し、再度検査を受けなければならない。

4 前2項の規定による検査に要する費用は乙の負担とする。

(委託料の支払い)

第8条 甲は、前条の規定により引渡しを受けた後、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

2 甲が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第9条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又は毀損による損害は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第10条 乙は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第11条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。

ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合には、この限りではないものとする。

2 乙は、前項の規定により甲の承認を受け再委託を行う場合は、再委託先に対して第18条に規定する守秘義務を負わせるものとする。

(契約内容の変更)

第13条 甲は、必要があると認められるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、必要があると認められるときは、甲乙協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 甲は、第1項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 乙が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下、「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から甲が受けた場合。

(3) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第14条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違法行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第7項の規定による排除措置命令が確定したとき又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決（同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認められる場合の審決を除く。）が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は同法198条による刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第14条の3 甲は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、乙に対して再委託契約の解除を求めることができる。

(債務不履行の損害賠償)

第15条 乙は、その責に帰すべき事由により、第3条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第7条第1項に規定する期限までに成果品を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務の成果品を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.9%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

- 2 甲は、その帰すべき事由により、第8条第1項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年2.9%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、第10条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、前条の規定により契約が解除されたときは、第5条に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。
- 5 乙は、第1項又は第4項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(賠償の予約)

- 第16条 乙は、第14条の2の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の2第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

- 第17条 乙は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない

(秘密の保持)

- 第18条 乙は本委託事務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(目的外使用の禁止)

- 第19条 乙は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、甲が認めた場合を除き、契約の履行に伴って知り得た情報を、第三者に提供してはならない。

(事故等の報告)

- 第20条 乙は、本件業務の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、すみやかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。

(知的財産権)

- 第21条 乙は、契約目的物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。
- 2 乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
 - 3 乙は、仕様書に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(著作権の帰属)

- 第22条 委託事務に関して本契約締結以降本仕様書に基づき作成された成果物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)の帰属は、次のとおりとする。
- (1)「都市農村交流促進しおり」の著作権
この契約により生じる著作権は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権を行使しないものとする。
 - (2)従前から有していた著作物
乙が従来から権利を有していた固有の知識、技術に関する権利等については、乙に留保できるものとし、この場合、乙は甲に対し、当該著作物等について、委託事務を利用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾する。

(第三者の権利侵害)

- 第23条 乙は、万が一第三者から本件成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合には、乙の責に

において解決するものとする。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(疑義の解決)

第24条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 委託者 長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県知事 阿部守一 印

乙 受託者 住 所
法人名
代表者職・氏名 印